

第8章 武力攻撃災害への対処

第1節 武力攻撃災害への対処

1. 基本的考え方

(1)武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2)知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3)対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2. 武力攻撃災害の兆候の通報

(1)市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2)知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候の通報を受けた場合、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2節 応急措置等

1. 退避の指示

(1)退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、特に必要があると認めるときは、退避の指示を行うものとする。

(2)屋内退避の指示

市長は、住民がその場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、屋内への退避を指示する。

(3)退避の指示に伴う措置等

市は、退避の指示を行ったときは、速やかに住民に伝達し、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、市長は、退避の指示をした旨の通知を受けた場合、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(4)安全の確保等

①市長は、退避の指示を住民に伝達する市職員に対して、二次被害が生じないように、国・県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等の最新情報を共有し、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

②市職員及び消防団員が、退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、安全確認を行った上で活動させ、緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

③市長は、退避の指示を行う市職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2. 警戒区域の設定

(1)警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2)安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3. 武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示

市長は、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

4. 土地、建物の一時使用等

(1)土地、建物の一時使用等

市長は、必要があると認めるときは、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

(2)障害物の除去等

市長は、必要があると認めるときは、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、当該措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置を講ずることができる。

5. 消防に関する措置等

(1)市が行なう措置

市長は、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2)消防機関の活動

消防機関は、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

(3)消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市域内の消防力のみでは対処できないと判断した場合、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4)緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、必要と判断した場合は、知事を通じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5)消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう知事と連携し、消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6)消防の相互応援に関する出動

市長は、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7)医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8)安全の確保

①市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害が生じないように、全ての最新情報を提供し、県警察等と連携した活動体制を確立するなど、安全確保に必要な措置を行う。その際、市

長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設け、各機関の情報の共有、連絡調整及び市国民保護対策本部との連絡を確保など、安全確保に必要な措置を行う。

②被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集し、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

③消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど、団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

④市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3節 生活関連等施設の安全確保

1. 生活関連等施設の安全確保

(1)生活関連等施設の状況の把握

市は、市国民保護対策本部を設置したときは、県警察、消防機関その他の行政機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。また、区域内の生活関連等施設について、警報、避難の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察等と連携して、必要な情報の収集、関係機関と当該情報を共有する。この場合、市は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置の実施を確認する。

(2)消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、可能な限り必要な支援を行う。

(3)市が管理する施設の安全の確保

市は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合、市は、必要に応じ県警察、消防機関その他の行政機関に対し支援を求める。また、市は、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2. 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1)危険物質等に関する措置命令

市長は、必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

(2)警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、警備の強化を求めるとともに、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処

1. 武力攻撃原子力災害への対処

(1)地域防災計画等に準じた措置の実施

市は、原則として、地域防災計画等の定めに従った措置を講ずる。

(2)放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

①市長は、原子力事業者から通報を受けたとき、又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、消防機関に連絡する。

②市長は、消防機関等からの連絡により、原子力事業者、指定行政機関又は県より先に情報を把握した場合、直ちに当該事業者にその内容を確認するとともに、指定行政機関の長及び知事に通報する。

③市長は、国の応急対策の実施に係る公示を、知事から通知を受けた場合、警報の内容の通知に準じ、関係機関に当該公示の内容を通知する。

④市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合、消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(3)住民の避難等の措置

市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。また、市長は、避難の指示を待ついとまがない場合、地域の住民に対し退避を指示し、その旨を知事に通知する。

(4)武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。また、市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、必要な

情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

(5)国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

(6)職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

2. NBC攻撃による災害への対処

(1)応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域の設定を行う。また、市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2)国の方針に基づく措置の実施

市長は、内閣総理大臣が汚染拡大防止の措置を講ずる場合、内閣総理大臣の基本的な方針及び各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手し、当該方針に基づいて所要の措置を講ずる。

(3)関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合、市国民保護対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から、被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。この場合、市は、必要により現地調整所を設置（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報について報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な機材や応援等の要請を行う。

(4)汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃の汚染原因に応じて、国・県と連携して措置を講ずる。

(5)市長の権限

市長は、知事より汚染拡大の防止協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整し、法令に基づく権限を行使する。

(6)要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃の応急対策を講ずる要員の安全確保に配慮する。